

# 第 16 回

## 芽室町農業委員会総会議事録

令和 6 年 10 月 30 日 開会

芽室町農業委員会



●日時

令和 6年 10月30日(水) 15時30分～16時23分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
日程第3	報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件
日程第4	報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件
日程第5	報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件
日程第6	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
日程第7	議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
日程第8	議案第3号 農地法第5条の規定による許可の件
日程第9	議案第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の件
日程第10	議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件
日程第11	議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件

●出席委員

1番 島部 亨	2番 平林 浩哉	3番 中捨 雅裕	4番 嶋崎 敏文
5番 野澤 修治	6番 盛田 義政	7番 山川 直孝	8番 小林 幸雄
9番 土屋 克彦	10番 松久 和明	11番 珠玖 春美	12番 鳥本 和則
13番 高橋 仁	14番 栗野 秀明	16番 道下 勇治	17番 横溝 勲

●欠席委員

15番 堀井 和宏

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成	事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏
農地振興係主事 佐伯 雛	

●議事録署名委員

3番 中捨 雅裕 4番 嶋崎 敏文

(15時30分 開会)

---

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、3番 中捨委員、4番 嶋崎委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

---

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは、番号1番から番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町東芽室南1線外合計3筆、公募・現況地目とも畑、合計面積59,166㎡です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【番号2番】土地の所在は、芽室町東芽室南1線外合計2筆、公募・現況地目とも畑、合計面積34,755㎡です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【番号3番】土地の所在は、芽室町東芽室南4線外合計6筆、公募・現況地目とも畑、合計面積139,464㎡です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【番号4番】土地の所在は、芽室町平和西13線外合計2筆、公募・現況地目とも畑、合計面積33,229㎡です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

●日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件を議題とします。それでは、番号1番から番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件。次の件について、許可したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町新生南11線、公簿・現況地目とも畑、面積2,160㎡です。本申請は、哺育育成牛舎等の設置（永久転用）のため、申請されたものです。令和6年10月11日に許可しています。

【番号2番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計8筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積24,530㎡です。本申請は、砂利採取及び基盤整備（一時転用）のため、申請されたもので

す。令和6年9月26日に許可しています。

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

#### ●日程第4 報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、小林あっせん委員長より、あっせんの結果について報告をお願いします。

○8番（小林委員） 8番小林です。農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。10月21日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、平林委員、山川委員、高橋委員、横溝委員、そして私小林、事務局から藤野局長、土田次長が出席しています。当日は、13時00分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。その後、現地調査を行い、15時00分よりあっせん委員会を開催しました。あっせんの結果、番号2番、番号3番は売買でのあっせん成立、番号5番から番号14番は賃貸借でのあっせん成立となりました。また、番号1番、番号4番については、資金調達等に時間を要するためあっせん不成立となりました。あっせん内容の詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、小林あっせん委員長より説明のありました報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

---

#### ●日程第5 報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件を議題とします。それでは、番号1番から番号3番について事務局より、議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんについて、芽室町農地移動適正化あっせん事業実施規程第7条第1項の規定により、あっせん委員会の開催を省略したので、同項の規定により報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町上美生4線外合計5筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積34,822㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号2番】土地の所在は、芽室町上美生4線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積34,300㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号3番】土地の所在は、芽室町西土狩北5線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積47,322㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

○議長（島部会長） ただ今の報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

---

### ●日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町北芽室北2線外合計8筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積47,381㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和6年9月1日、土地の引渡しの時期は令和6年9月30日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で、議案第1号を終わります。

---

### ●日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町上芽室東外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積15,866㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 土屋委員より

現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○9番（土屋委員） 9番土屋です。申請地は、譲受人の自宅から約10kmの農地です。譲受人は、中伏古地区の優良な農家であり、経営規模拡大のための売買の申請であることから、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号2番】土地の所在は、芽室町北伏古東14線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積41,441㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります野澤委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○5番（野澤委員） 5番野澤です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、北伏古中心部から東へ約2km、帯広市別府地区に近い農地です。譲受人は、就農して34年であり、地域の中心的な立場で営農されています。周辺の農家・農地への影響がないため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号3番】土地の所在は、芽室町上芽室南3線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積4,508㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります土屋委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○9番（土屋委員） 9番土屋です。申請地は、譲受人の自宅から約1.5kmの農地です。60年以上にわたり、賃貸借での耕作をしており、譲受人の経営にとってなくてはならないものとなっているため、売買の申請となりました。周辺の農家・農地への影響がないため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号3番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第2号を終わります。

---

### ●日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町祥栄西17線、公簿・現況地目とも畑、面積2,438㎡です。本申請は、格納庫の移設及び作業場の設置のための永久転用です。

○議長（島部会長） ただいま、事務局より説明した案件については、9月27日開催の第15回農業委員会総会において、ご審議頂いた案件であります。特にご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番については、原案のとおり決定し、準備が整い次第、許可することとします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第3号を終わります。

---

### ●日程第9 議案第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町芽室北3線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積10,604㎡です。本申請は、砂利採取及び基盤整備のための一時転用です。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 小林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○8番（小林委員） 8番小林です。先日、現地調査を行いました。申請地は、市街地から約3



km、中島地区の農地です。これまでも基盤整備のため、砂利採取を継続的に行っている隣接地であり、近隣の理解もあることから、問題のない案件と思われま

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。なお、番号1番につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から「許可相当」の回答があり、準備が整いしだい、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号2番】土地の所在は、芽室町中美生4線、公簿・現況地目とも畑、面積19,556㎡です。本申請は、砂利採取及び起伏調整のための一時転用です。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります盛田委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○6番（盛田委員） 6番盛田です。申請地は、美生11号を西へ約600m入った農地です。作物の生産性が低く、砂利層もあるため、耕作に支障をきたしており、砂利採取を行うこととなりました。先日、現地確認を行いました。土砂の流出または崩壊等災害の発生させるおそれがないため、問題のない案件と思われま

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。なお、番号2番につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から「許可相当」の回答があり、準備が整いしだい、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第4号を終わります。

---

## ●日程第10 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件を議

題とします。それでは、番号1番から番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。  
○事務局（土田） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定に基づき、次の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるので、芽室町に対し買入協議を行うよう要請することについて審議を求めます。

【番号1番】土地の所在は、芽室町北芽室北2線外合計8筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積47,381㎡です。

【番号2番】土地の所在は、芽室町美生5線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積60,796㎡です。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

---

16時01分 休憩

16時02分 再開

---

○議長（島部会長） 休憩をとき、会議を再開します。

○議長（島部会長） 次に、小林あっせん委員長より経過について、説明をお願いします。

○8番（小林委員） 8番小林です。10月21日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、平林委員、山川委員、高橋委員、横溝委員、そして私小林、事務局から藤野局長、土田次長が出席しています。当日は、13時00分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。番号1番、番号2番について協議の結果、資金調達等に時間を要するため、あっせん不成立となり、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要となる事案と判断しました。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番から番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて番号順に採決を行います。はじめに番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第5号を終わります。

---

●日程第11 議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第11 議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題とします。それでは、整理番号42番から整理番号43番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号42番】土地の所在は、芽室町上美生4線外合計5筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積34,822㎡を賃貸借するものです。

【整理番号43番】土地の所在は、芽室町上美生4線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積34,300㎡を賃貸借するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号42番から整理番号43番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに、整理番号42番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号42番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号43番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号43番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号44番についてですが、高橋委員本人に関する案件でございます。農業委員会に関する法律第31条の規定により、高橋委員は、議事参与が制限されることとなります。高橋委員には、議事終了まで退出をお願いします。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

---

16時07分 休憩

【高橋委員退室】

16時08分 再開

---

○議長（島部会長） 休憩をとり、会議を再開します。

○議長（島部会長） それでは、整理番号44番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【整理番号44番】土地の所在は、芽室町西土狩北5線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積47,322㎡を賃貸借するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号44番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。整理番号44番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号44番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

---

16時09分 休憩

【高橋委員入室】

16時10分 再開

---

○議長（島部会長） 休憩をとり、会議を再開します。

○議長（島部会長） それでは、整理番号45番から整理番号60番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【整理番号45番】土地の所在は、芽室町美生5線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積8,479㎡を売買するものです。

【整理番号46番】土地の所在は、芽室町美生5線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積16,530㎡を売買するものです。

【整理番号47番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計5筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積43,118㎡を賃貸借するものです。

【整理番号48番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積27,446㎡を賃貸借するものです。

【整理番号49番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積42,004㎡を賃貸借するものです。

【整理番号50番】土地の所在は、芽室町坂の上10線、公簿・現況地目とも畑、面積833㎡を賃貸借するものです。

【整理番号51番】土地の所在は、芽室町坂の上10線、公簿・現況地目とも畑、面積17,265㎡を賃貸借するものです。

【整理番号52番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積53,862㎡を賃貸借するものです。

【整理番号53番】土地の所在は、芽室町坂の上10線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積3,343㎡を賃貸借するものです。

【整理番号54】土地の所在は、芽室町坂の上10線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積3,075㎡を賃貸借するものです。

【整理番号55】土地の所在は、芽室町坂の上10線、公簿・現況地目とも畑、面積41,737㎡を賃貸借するものです。

【整理番号56】土地の所在は、芽室町坂の上10線、公簿・現況地目とも畑、面積24,520㎡を賃貸借するものです。

【整理番号57】土地の所在は、芽室町新朝日、公簿・現況地目とも畑、面積48,993㎡を賃貸借するものです。

【整理番号58】土地の所在は、芽室町北芽室北2線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積17,829㎡を賃貸借するものです。

【整理番号59】土地の所在は、芽室町西土狩北3線外合計18筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積63,557㎡を賃貸借するものです。

【整理番号60】土地の所在は、芽室町芽室南5線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積44,974㎡を賃貸借するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号45番から整理番号60番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。まず、整理番号45番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号45番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号46番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号46番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号47番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号47番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号48番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号48番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号49番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】



ませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号59番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号60番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号60番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で、議案第6号を終わります。

---

○議長（島部会長） 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、第16回芽室町農業委員会総会を閉会いたします。

---

（16時23分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 6年 10月 30日

議 長（農業委員会会長）

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員